② 特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合

「平成25・26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,150点以上の舗装工事を有している者の２者又は３者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上（舗装工事）であること。以下同じ。）であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。又は、この条件を満たす２者又は３者で構成された特定建設工事共同企業体。

⑷ 施工実績　平成10年度以降に元請けとしてしゅん功した次の工事の施工実績を有すること。

なお、求める実績１及び求める実績２に対して提出できる施工実績は各々１件とするが、同一工事で各々の施工実績を有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。）

① 単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者

求める実績１

２車線以上かつ設計舗装面積（表層）31万㎡以上ある国道又は自動車専用道路の新設のアスファルト舗装工事

求める実績２

断面交通量が５万台／日以上の道路（自動車専用道路若しくは流出入が制限された道路）において車線規制を実施した工事

※車線規制とは、走行車線規制、追越車線規制、交互交通規制のいずれかとする。

ただし、次の実績は除く。

・料金所（トールバリア含む）やインターチェンジ等ランプで実施した規制の実績。

・自社の請負工事では規制を行わず、他社が行った規制内で実施した工事（集中工事等）の実績。

② 特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

求める実績１

２車線以上かつ設計舗装面積（表層）15万㎡以上ある道路の新設のアスファルト舗装工事

求める実績２

断面交通量が2.5万台／日以上の道路（自動車専用道路若しくは流出入が制限された道路）において車線規制を実施した工事

※車線規制とは、走行車線規制、追越車線規制、交互交通規制のいずれかとする。

ただし、次の実績は除く。

・料金所（トールバリア含む）やインターチェンジ等ランプで実施した規制の実績。

・自社の請負工事では規制を行わず、他社が行った規制内で実施した工事（集中工事等）の実績。

⑸ 配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工事を含む）している期間とする。

ただし、複数の主任（監理）技術者を配置する場合は、下記の期間とする。

・舗装に係る工事経験を有する技術者は、全ての工事現場が稼働（準備工事を含む）している期間。

・交通規制に係る工事経験を有する技術者は、交通規制が稼働（交通規制に係る準備工事を含む）している期間。

① 主任（監理）技術者が、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

② 監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③ 主任（監理）技術者が技術資料の提出時に、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する者であること。

④ 主任（監理）技術者は、元請としてしゅん功した次に掲げる工事経験を有すること。

なお、主任（監理）技術者が工事経験を満足しない場合は、工事経験を満足する現場代理人を別に配置しなければならない。また、求める経験１及び求める経験２に対して提出できる工事経験は１名につき各々１件とするが、各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。また、すべての工種の経験を同一のものが有している必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。）

求める経験１

２車線以上かつ設計舗装面積（表層）15万㎡以上ある道路の新設のアスファルト舗装工事

求める経験２

断面交通量が2.5万台／日以上の道路（自動車専用道路若しくは流出入が制限された道路）において交通規制を実施した工事

※車線規制とは、走行車線規制、追越車線規制、交互交通規制のいずれかとする。

ただし、次の実績は除く。

・料金所（トールバリア含む）やインターチェンジ等ランプで実施した規制の実績。

・自社の請負工事では規制を行わず、他社が行った規制内で実施した工事（集中工事等）の実績。

⑹ 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑺ 共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

① 各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

② 各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

③ 中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

④ 特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２社で構成される場合にあっては30%以上、３社で構成される場合にあっては20%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑻ 記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼ 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。